

第3部 防災ビジョン

第1章 基本方針

近年は自然環境の変化により予測を超える災害が発生する傾向が見られ、その対応がより求められている。いづれどこでも起こりうる自然災害による人的、経済的な被害を軽減し、安心して安全な暮らしを確保するためには、住民、地域、行政が防災対策に取り組むことが必要である。

防災対策の基本は、

- 自助** 住民一人ひとりが自分の命は自分で守る
- 共助** 地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る
- 公助** 行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

の3つであるといわれている。

これらがうまく連携を保つことによって、防災効果があがり、減災につながる。

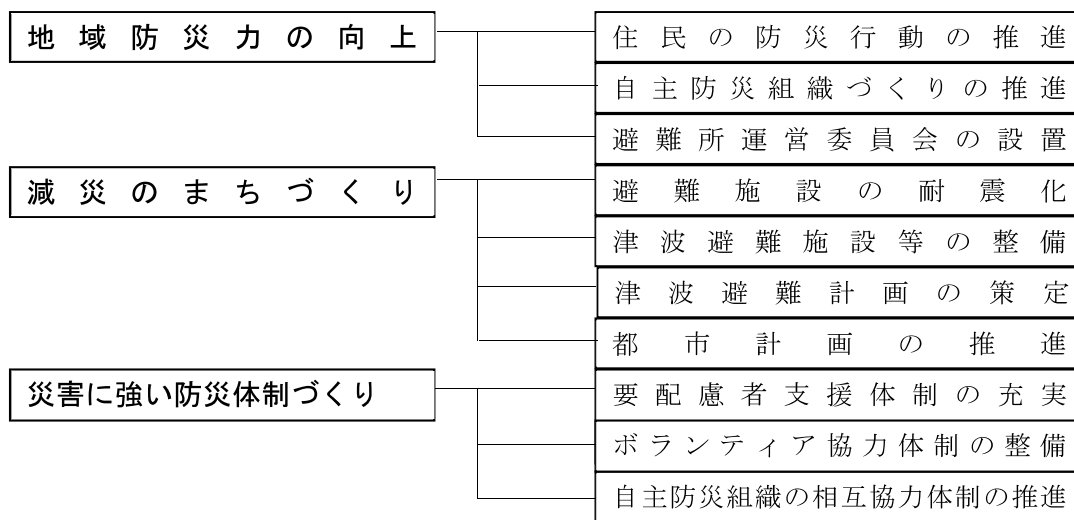
市では、住民一人ひとりが災害に備え、地域の自主防災組織など防災活動への積極的な参加による災害に強いまちづくりを推進するために、次の基本方針に沿って防災対策に取り組む。

【防災対策に関する基本方針】

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 減災のまちづくり
- (3) 災害に強い防災体制づくり

【基本方針】

【行動指針】



第2章 地域防災力の向上

第1節 住民の防災行動の推進

自然災害がもたらす被害は、住民生活、地域経済等において、平時とは異なる環境に置かれるといった認識のもと、住民一人ひとりが災害に備えることを推進するため、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 自主防災組織づくりの推進

網走市町内会連合会が取り組む地域の自主防災組織結成を支援し、避難路や避難所の点検活動等、日ごろからの防災活動の促進を図る。

第3節 避難所運営委員会の設置

災害時避難者の受入れについて、各避難施設に施設管理者、地域の町内会、自主防災組織、民生委員等による避難所運営委員会を設立する取組の推進に努める。

また、避難所運営委員会には、女性の視点を積極的に取り入れ、子ども、女性や高齢者等に配慮した避難所環境の整備に努める。

第3章 減災のまちづくり

第1節 避難施設の耐震化

避難施設となる公共施設の耐震化への対応として、拠点避難施設となる小中学校の耐震化を進めてきた。今後、学校以外の避難所及び防災拠点となる施設の耐震化に努める。

第2節 津波避難施設等の整備

津波対策として、高台への避難路整備、海拔表示板の設置、津波避難ビルの指定など津波避難への施設等整備に取り組む。

第3節 津波避難計画の体制づくり

津波対策として、津波避難計画（全体計画）に基づき、地域別の津波避難計画の拡充並びに津波避難施設の整備に努める。また、津波避難に関する訓練を実施するなど、円滑な津波避難を行うための体制づくりを行う。

第4節 都市計画の推進

施設、道路整備計画は、防災対策を考慮した都市計画に努め、減災のまちづくりを推進する。

第4章 災害に強い防災体制づくり

第1節 要配慮者支援体制の充実

災害時において、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する安全確保などの支援が円滑に行われるよう、支援体制を充実する。

第2節 ボランティア協力体制の整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、網走市社会福祉協議会と連携し、平常時からボランティアや関係団体と連携を図るとともに、受入体制の整備やボランティア活動環境等の整備を推進する。

第3節 自主防災組織の相互協力体制の推進

各地域の自主防災組織による地域防災活動を、より実効性のあるものにするために、網走市町内会連合会と協議し、（仮称）網走市自主防災組織連絡協議会を設立する。また、自主防災組織相互協力体制を確立し、研修会などによる活動の活性化を図るとともに、地域防災リーダーの育成等を図る取組を進める。

第5章 防災ビジョンを達成するために

市は、防災ビジョンの実現に向け、継続的に住民の防災意識の高揚を図るとともに、体制づくり等を促すなど、着実に減災のまちづくり対策を進める。

こうした取組を通し、本市における独自の自主防災体制の整備により、「自助」「共助」「公助」の具体的な展開を図るとともに、本市の立地条件や、各地域の環境に応じ、住民が主体となって、課題の解決策を講じていくことのできる社会的な環境づくりの実現を目指す。

[資料3-1] 網走市防災計画運用表